

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	石川県歯科医師会立歯科医療専門学校
設置者名	一般社団法人石川県歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
歯科衛生士	歯科衛生士科	夜・通信	106 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校窓口において閲覧

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	石川県歯科医師会立歯科医療専門学校
設置者名	一般社団法人石川県歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営部会 or 学校関係者評価委員会 or 外部評価委員会
役割	自己点検・自己評価等の客観性・透明性を高めるとともに実施状況を踏まえ、学校運営が適切に行われていることを専門的かつ客観的に評価し、更なる教育の質の向上に努める。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
歯科医院 院長	令和7年4月1日～ 令和10年3月31日	前学校長
歯科衛生士	令和7年4月1日～ 令和10年3月31日	実習先指導歯科衛生士
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	石川県歯科医師会立歯科医療専門学校
設置者名	一般社団法人石川県歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画書(シラバス)には各科目における講師名、目標、時間数、単位数、講義・実習内容、教科書、成績評価の方法や基準その他の事項を記載している。</p> <p>授業計画書(シラバス)作成にあたり、12月に全教科の講師に対して、次年度授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項の記載を依頼し、3月中旬までに確認・作成し、4月始業前に公表する。</p>	
授業計画書の公表方法	学校窓口において閲覧
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則より

第8章 成績の考査

(試験及び進級)

第30条

試験は、毎年学年の終りまでに行う。

第31条

1. 各学年の授業日数の3分の1以上欠席した者は進級又は卒業を認めない。
2. 欠席日数が該当学年の出席すべき日数の3分の1以内であっても、各科目及び実習にかかわる出席時間数が3分の2に達しない者については、進級又は卒業を認めない。ただし、病気その他のやむを得ない理由によるものと認めたときは、必要な補習を受ければ進級・卒業を認めることができる。
3. 第2項により、卒業又は進級ができなかった学生は、その学年に留まることができる。ただし、この場合において、その者は当該学年の全科目を再び履修し、全科目の試験を受けなければならない。

第32条

考査基準は細則を持って別に定め、1科目60点以上を合格とする。

(再試験)

第33条

1. 不合格の科目は、1回の再試験を受ける事ができる。
2. 再試験を受けようとする者は、再試験願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。
3. 再試験の期日は、別に定める。
4. 再試験手数料は、細則をもって別に定める。

(追試験)

第34条

1. 止むを得ない理由により学期試験を欠席した者は、追試験を受けることができる。
2. 追試験を受けようとする者は、追試験願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。
3. 追試験の期日は、別に定める。
4. 追試験手数料は、細則をもって別に定める。

細則

(成績査定)

第9条

1. 学則第8章第32条の規程に基づき授業科目及び履修の認定に関し必要ある事項を定めるものとする。学科試験は、1回の試験ごとに100点満点で評価し60点以上を当該試験の合格とする。

成績の評点は次のとおりとする。

A(100～91点)、B(90～75点)、C(74～60点)、D(59点以下)とし、C以上を合格とし、60点未満を不合格とする。原則として1科目でも、Dのある場合は進級・卒業できない。

2. 学科目の出席すべき時間数は、学則規定時間の3分の2以上とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点から平均を算出(100点満点で点数化)</p> <p>学業成績表に記載</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学校窓口において閲覧
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学校内規より</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第14条</p> <p>学則第24条の規程に基づき卒業の認定基準は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 各学年において出席すべき日数の3分の2以上出席している者。 2) 原則として所定の単位を修了し、卒業試験に合格した者。 	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学校窓口において閲覧

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	石川県歯科医師会立歯科医療専門学校
設置者名	一般社団法人石川県歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校窓口において閲覧
収支計算書又は損益計算書	学校窓口において閲覧
財産目録	学校窓口において閲覧
事業報告書	学校窓口において閲覧
監事による監査報告（書）	学校窓口において閲覧

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		歯科衛生士過程	歯科衛生士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2685 単位時間 / 106 単 位	1785 単位 時間 / 86 単位	単位時間 / 単位	900 単位 時間 / 単 位	単位時間 / 単位	単位時間 / 単位
			2685 単位時間 / 106 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
150人		152人	0人	6人	58人	64人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画書（シラバス）には各科目における講師名、目標、時間数、単位数、講義・実習内容、教科書、成績評価の方法や基準その他の事項を記載している。 授業計画書（シラバス）作成にあたり、12月に全教科の講師に対して、次年度授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項の記載を依頼し、3月中旬までに確認・作成し、4月始業前に公表する。
成績評価の基準・方法
（概要） 細則 （成績査定） 第9条 1. 学則第8章第32条の規程に基づき授業科目及び履修の認定に関し必要ある事項を定めるものとする。学科試験は、1回の試験ごとに100点満点で評価し60点以上を当該試験の合格とする。 成績の評点は次のとおりとする。 A（100～91点）、B（90～75点）、C（74～60点）、D（59点以下）とし、C以上を合格とし、60点未満を不合格とする。原則として1科目でも、Dのある場合は進級・卒業できない。 2. 学科目の出席すべき時間数は、学則規定時間の3分の2以上とする。

卒業・進級の認定基準
(概要) 学校内規より (卒業の認定) 第14条 学則第24条の規程に基づき卒業の認定基準は次のとおりとする。 1) 各学年において出席すべき日数の3分の2以上出席している者。 2) 原則として所定の単位を修了し、卒業試験に合格した者。
学修支援等
(概要) 学生の成績・学習状況に応じた指導・面談を行い、卒業まで導く。 歯科衛生士国家試験対策として対策講義、模擬試験、成績管理、面談を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
55人 (100%)	人 (%)	55人 (%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 歯科医院、病院			
(就職指導内容) 就職ガイダンス、就活マナーセミナー、面談などを行う。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 歯科衛生士国家資格受験資格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
令和6年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
154人	2人	1.29%
(中途退学の主な理由) 進路変更のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 職業意識の定着を目的としたセミナーや個人面談、個人相談等		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士科	30 万円	22 万円	30 万円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校窓口において閲覧教育目標・教育内容・教育環境・学校運営・財務・学修成果・学生支援について評価する。 学校関係者評価委員は関係団体、業界関係者、卒業生から選出し、2名以上を置く。		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 教育目標・教育内容・教育環境・学校運営・財務・学修成果・学生支援について評価し、結果をもとに歯科衛生士教育や学校運営の改善と発展を図る。 学校関係者評価委員は関係団体、業界関係者、卒業生から選出し、学生による授業評価に加え、関連業界等のニーズを踏まえた第三者評価を実施することで自己点検と評価の透明性を高める。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
歯科診療所院長	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	関連業界関係者
歯科衛生士	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	卒業生
歯科衛生士	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	その他学校長が必要と認める人
歯科診療所院長	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	その他学校長が必要と認める人
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校窓口において閲覧		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ishi-eigaku.com 学校案内は本校窓口でも入手
